

国立大学法人東京外国語大学 短期海外訪問学生規程

（令和 4 年 3 月 22 日
規 則 第 26 号）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、短期海外訪問学生について必要な事項を定める。

（入学資格）

第 2 条 短期海外訪問学生として入学できる者は、外国の大学又は大学院並びに大学以外の教育施設等（以下「外国の大学等」という。）に在籍する学生であって、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 当該学生の所属する外国の大学等において、東京外国語大学（以下「本学」という。）で一定の期間教育指導を受けることが認められていること。
- (2) 入学に際して、日本国内において適用される賠償責任保険を含む学生災害傷害に係る保険に加入していること。
- (3) 入学に際して、適正な在留資格の手続きを経て入国していること。

（入学の志願）

第 3 条 短期海外訪問学生として入学を志願する者は、学生が所属する外国の大学等の推薦書及び必要書類を添えて、学長に願出しなければならない。

（入学者の受入）

第 4 条 前条の入学志願者の受入については、学長が言語文化学部、国際社会学部又は国際日本学部（以下「学部」という。）の教授会若しくは大学院総合国際学研究所教授会の議を経て、決定する。

（受入期間）

第 5 条 短期海外訪問学生の受入期間は 3 か月以内とする。ただし、特別の事情があるときは、当該当初の受入期間と同じ期間の範囲内でこれを延長することができる。

2 受入期間延長の取扱いについては、別に定める。

（授業科目の聴講）

第 6 条 短期海外訪問学生は、受入教員及び授業科目担当教員の承認を得て、本学の授業科目を聴講することができる。

（施設、設備等の利用）

第 7 条 短期海外訪問学生は、本学における教育研究指導に必要な施設、設備等を利用することができる。

（受講料）

第 8 条 短期海外訪問学生の受講料の額は、国立大学法人東京外国語大学授業料その他費

用に関する規程に定めるものによる。

2 既納の受講料は、還付しない。

(準用規程)

第9条 この規程に定めるもののほか、短期海外訪問学生について必要な事項は、国立大学法人東京外国語大学学則及び国立大学法人東京外国語大学大学院学則等を準用する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、短期海外訪問学生に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。